

福岡市公報

令和 6 年12月26日 第7110号(別冊 5)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次

ページ

○福岡市交通局企業職員就業規程の一部改正（規程第22号）	1
○福岡市交通局契約事務規程の一部改正（規程第23号）	1
○福岡市交通局企業職員証規程の廃止（訓令第 6 号）	2
○福岡市交通局理事以下専決規程の一部改正（訓令第 7 号）	2

交 通 局

福岡市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 6 年12月26日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第22号

福岡市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員就業規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「及び職員証の携帯」を削り、同条第 2 項を削る。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

福岡市交通局契約事務規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 6 年12月26日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第23号

福岡市交通局契約事務規程の一部を改正する規程

福岡市交通局契約事務規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第32条第 3 項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の福岡市交通局契約事務規程第32条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結される契約について適用し、施行日前に締結される契約については、なお従前の例による。

福岡市交通局訓令第 6 号

福岡市交通局企業職員証規程（昭和49年福岡市高速鉄道建設局訓令第 6 号）は、令和 6 年12月31日をもって廃止する。

令和 6 年12月26日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

福岡市交通局訓令第 7 号

福岡市交通局理事以下専決規程（昭和56年福岡市交通局訓令第10号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年12月26日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

別表第 4 総務部関係の部職員課長の項専決事項の欄第 2 号中「職員証等」を「在職証明書等」に改める。